

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商品若しくは役務についての登録役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用
- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに登録商標又はこれに類似する商標を付したもの を譲渡又は引渡しのために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものと、これを用いて当該役務を提供す

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

- 二 指定商品又はこれに類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を附したものと譲渡又は引渡しのために所持する行為

るために所持し、又は輸入する行為

四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

三 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する

## 行為

七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為

八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

## (商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求すること

五 指定商品又はこれに類似する商標について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為

六 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

## (商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求すること

ができる。

(第一号以下略)

(第二項以下略)

(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判)

第四十八条 商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一に該当するときは、その更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

(第一号以下略)

(第二項省略)

(商標登録の取消しの審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権

(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判)

第四十八条 商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一に該当するときは、その更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

(第一号以下略)

(第二項省略)

(商標登録の取消の審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権

者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標（その登録商標と相互に連合商標となつて他の登録商標があるときは、当該登録商標又は当該他の登録商標）の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正

者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品のいずれかについての登録商標（その登録商標と相互に連合商標となつて他の登録商標があるときは、当該登録商標又は当該他の登録商標）の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないこと

当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

にしたときは、この限りでない。

#### 第五十一条 商標権者が故意に指定商品若しくは指定

役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものとしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

#### 2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登

録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若し

#### 第五十一条 商標権者が故意に指定商品についての登

録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものとしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

#### 2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登

録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標

くは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

**第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをして、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。**

2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する

又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

**第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをして、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。**

2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する

使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

(第三項省略)

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願

使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

(第三項省略)

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品を指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないのでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願

の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第百二十五条、第百三十一一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百六十一条まで、第百六十二条、第百六十三条並びに第百六十七条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との關係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七条及び第百六十九条第一項中「第百二十三条第一項、第百二十五条の

あつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第百二十五条、第百三十一一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百六十一条まで、第百六十二条、第百六十三条並びに第百六十七条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との關係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七条及び第百六十九条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十九条

二第一項又は第二百一十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

(第二項省略)

(再審により回復した商標権の効力の制限)

第五十九条 無効にし、若しくは取り消した商標登録又は無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の善意の使用

(第二号省略)

第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

(第二項省略)

(再審により回復した商標権の効力の制限)

第五十九条 無効にし、若しくは取り消した商標登録又は無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品についての当該登録商標の善意の使用

(第二号省略)

第六十条 無効にし、若しくは取り消した商標登録若しくは無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されるとときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。

第六十条 無効にし若しくは取り消した商標登録若しくは無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

当該業務を承継した者についても、同様とする。

(第二項省略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）並びに第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同条第三項中「第百二十三条第一項、第一百一十五条の二第一項又は第一百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴)

第六十三条 (第一項省略)

(第二項省略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）並びに第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第百七十四条第三項中「第百二十三条第一項又は第一百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴)

第六十三条 (第一項省略)

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴

期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九条中「第百二十三条第一項、第百二十五条の二第一項若しくは第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第四十八条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

（防護標章登録の要件）

第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己的業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴

期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九条中「第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

（防護標章登録の要件）

第六十四条 商標権者は、登録商標が自己的業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品につい

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴

期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（

被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁

判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用す

る。この場合において、同法第百七十九条中「第百

二十三条第一項、第百二十五条の二第一項若しくは

第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十

六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、

第五十一条第一項、第五十三条第一項又は第五十三

条の二」と読み替えるものとする。

#### （防護標章登録の要件）

第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己

の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品につい

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴

期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（

被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁

判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。

この場合において、同法第百七十九条中「第百二十三

三条第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、

「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

#### （防護標章登録の要件）

第六十四条 商標権者は、登録商標が自己の業務に係

る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品につい

(侵害とみなす行為)

第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用

使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品又は指定役務についての登録防護標章の使用

- 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものと譲渡又は引渡しのために所持する行為
- 三 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したものと、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したものと、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し

(侵害とみなす行為)

第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用

使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品についての登録防護標章の使用

- 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を附したものと譲渡又は引渡しのために所持する行為

、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所

持し、若しくは輸入する行為

五 指定商品又は指定役務について登録防護標章の

使用をするために登録防護標章を表示する物を所

持する行為

六 指定商品又は指定役務について登録防護標章の

使用をさせるために登録防護標章を表示する物を

譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのた

めに所持する行為

七 指定商品又は指定役務について登録防護標章の

使用をし、又は使用をさせるために登録防護標章

を表示する物を製造し、又は輸入する行為

三 指定商品について登録防護標章の使用をするた

めに登録防護標章を表示する物を所持する行為

四 指定商品について登録防護標章の使用をさせる

ために登録防護標章を表示する物を譲渡し引渡

し又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

五 指定商品について登録防護標章の使用をし又は

使用をさせるために登録防護標章を表示する物を

製造し又は輸入する行為

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条第一項及び第三項、第六条第一項

、第九条の二、第十条並びに第十三条第一項の規定

第六十八条 第五条第一項及び第三項、第六条第一項

、第十条並びに第十三条第一項の規定は、防護標章

は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並びに次条第一項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは、「三 指定商品又は指定役務並びに次条第一項の政令で定める商品及び役務の区分」である。

「四 防護標章登録出願に係る商標登録出願に係る商品の区分」とあるのは、「四 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」と読み替えるものとする。

(第二項から第四項まで省略)

5 第五十七条から第六十三条の二までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは、「第六十七条第一号から第七号まで」と読み替えるものとする。

登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分」とあるのは、「三 指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分」と読み替えるものとする。

(第二項から第四項まで省略)

5 第五十七条から第六十三条の二までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは、「第六十七条第一号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権について

### の特則

六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十六条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条、第五十六条第一項において準用する特許法第一百二十五条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第五号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

### (指定商品が一以上の商標権についての特別)

第六十九条 指定商品が二以上の商標登録又は商標権についての第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十六条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条、第五十六条第一項において準用する特許法第一百一十五条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項において準用する特許法第一百九十三条第二項第五号の規定の適用については、指定商品ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

2 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商

標権についての第五十九条又は第六十条の規定の適用については、  
用については、指定商品又は指定役務ごとに商標権の存続期間の更新登録がさ  
れられたものとみなす。

#### (商標登録表示)

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、通商産業省令で定めるところにより、指定商品若しくは指定商品の包装若しくは指定役務の提供の用に供する物に登録商標を付するとき、又は指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該指定役務の提供に係る物に登録商標を付するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

#### (商標登録表示)

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、通商産業省令で定めるところにより、指定商品又は指定商品の包装に登録商標を附するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

2 指定商品が二以上の商標登録又は商標権についての第五十九条又は第六十条の規定の適用については、  
、指定商品ごとに商標権の存続期間の更新登録がさ  
れたものとみなす。

(虚偽表示の禁止)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を付したもの、指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に商品に係る登録商標を付したもの又は商品若しくはその商品の包装に役務に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものと誤認又は引導のために所持登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの

(虚偽表示の禁止)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 指定商品以外の商品について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を附したもの又は指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に登録商標を附したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものと誤認又は引導のために所持する行為

を譲渡又は引渡しのために所持する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標以外の商標を付したもの、  
指定役務以外の役務の提供に当たりその提供を受けける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したもの又は役務の提供に当たりその提供を受けける者の利用に供する物に商品に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの（次号において「役務に係る虚偽商標登録表示物」という。）を、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

五 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

(経過措置)

第七十七条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。